

平成24年11月22日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（81）…………… 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間（82）…………… 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日（83）…………… 1

選挙管理委員会公告

- 秋田県選挙管理委員会分室の設置…………… 1
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務…………… 2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第81号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第4項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年11月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 基準日 平成24年12月3日（年齢については12月16日）
- 2 登録日 平成24年12月3日
- 3 縦覧期間 平成24年12月4日

秋選管告示第82号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第5項の規定に基づき、告示する。

平成24年11月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

縦覧期間 平成24年12月4日

秋選管告示第83号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、平成24年12月4日と定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、告示する。

平成24年11月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会公告

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第1項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成24年11月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 分室の名称及び場所

分室の名称	場 所
秋田県選挙管理委員会北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局内

秋田県選挙管理委員会平鹿分室

横手市旭川一丁目3番41号
平鹿地域振興局内

2 分室の設置期間

平成24年11月22日から平成25年1月21日まで

秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第3項の規定により、平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成24年11月22日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

処理すべき事務

- 1 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付
- 2 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 3 選挙事務所に関する届出の受理
- 4 出納責任者に関する届出の受理
- 5 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 6 選挙公報の届出の受理等に関する事務
- 7 選挙公営に関する事務
- 8 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 9 当選の告知及び当選証書の交付
- 10 その他委員長が指定するもの